

# 宿 泊 約 款

## 【適用範囲】

### 第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 【宿泊契約の申し込み】

### 第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名 宿泊人数と性別 住所 連絡先
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 【宿泊契約の成立等】

### 第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 申込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定により料金の支払いの際に返還します。
3. 第2項の申込み金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
4. インターネットのWebサイトを介しての予約申し込みは、Web画面上で予約の確定が表示されるか、予約確定のメールが送信された時点、または当館より電話連絡での予約受託の連絡が付いた時点で、宿泊契約が成立するものとします。た

だし、弊社の料金の表記ミスによって誤った料金で予約が確定してしまった場合、弊社よりご予約をお取り消させていただく場合があります。

## 【申込金の支払いを要しないこととする特約】

### 第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 【宿泊契約締結の拒否】

### 第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公共の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
  - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
  - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
  - (9) 栃木県旅館業法施行条例第11条の規定する場合に該当するとき

## 【宿泊客の契約解除権】

## 第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテル宿泊客が連絡しないでチェックイン予定時刻から一定時間経過しても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

## 【当ホテルの契約解除権】

### 第7条

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 栃木県旅館業法施行条例第11条の規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約

を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### 【宿泊の登録】

#### 第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、出発日
- (3) の他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

#### 【客室の使用時間】

#### 第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時00分から翌日午前11時00分までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

#### 【利用規則の厳守】

#### 第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### 【営業時間】

#### 第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりといたします。ただし、臨時に変更する場合もあります。

(1) フロント

イ 7:00～23:00

ロ 門限 24:00

(2) レストラン

夕食 18:00～21:00

朝食 07:30～09:00

2. 【料金の支払い】

#### 第12条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた、クレジットカード等これに代わり得

る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### 【当ホテルの責任】

#### 第13条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 【宿泊契約した客室の提供ができないときの取り扱い】

#### 第14条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### 【寄託物等の取扱い】

#### 第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった品物又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの、故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

#### 【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

#### 第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテル

に到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合においては前条第1項の規定に、前項の場合においては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### 【駐車場の責任】

#### 第17条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の有無にかかわらず、当ホテルは車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責に応じます。

#### 【宿泊客の責任】

#### 第18条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

#### 【宿泊見舞金規定】

#### 第19条

当ホテルは当ホテルの宿泊客が当ホテル宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合には、別に定める宿泊

客見舞金規定に記載の事項を実施します。

別表第1 宿泊料金等の算定方法

(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

|             |      | 内訳                                                      | 税金の積算              |
|-------------|------|---------------------------------------------------------|--------------------|
| 宿泊客が支払うべき総額 | 宿泊料金 | (1) 基本宿泊料 (室料+食事代)<br>(2) その他の利用料<br>(3) 税金 イ、消費税 ロ、入湯税 | イ、消費税 ((1)+(2))の5% |
|             | 追加料金 | (4) 飲食料、その他                                             | ロ、消費税 (4)×5%       |

備考

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。別表第2 違約金(第6条第2項関係)

|         | 不泊   | 当日   | 前日  | 二日前 | 三日前 | 四日前 | 五日前 | 六日前 | 七日前 | 八日前 | 十四日前 |
|---------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1名～14名  | 100% | 100% | 50% | 30% | 30% | 10% | 10% | 10% | 10% |     |      |
| 15名～30名 | 100% | 100% | 50% | 50% | 30% | 30% | 30% | 20% | 20% | 10% | 10%  |
| 31名～    | 100% | 100% | 80% | 80% | 30% | 30% | 30% | 20% | 20% | 10% | 10%  |

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

(参考) 栃木県旅館業法施行条例

第十一条

法第五条第三号の規定による宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。

1. 宿泊しようとする者が、泥酔者であつて他の宿泊者に対して著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
2. 公衆衛生の保持に支障があると認められるとき。